

不燃化特区助成制度 対象地区



不燃化特区助成制度のご案内

江戸川区では、不燃化特区に指定された対象地区内にある老朽木造建築物の取り壊しや取壊しに伴う耐火性のある建築物への建替えの際に費用の一部の助成を行っています。

不燃化特区助成制度は 令和8年3月31日までです!

不燃化特区助成制度の事業期間は、**令和8年3月31日まで**となっています。
令和8年2月末までに「助成金交付決定通知」まで終わるようにご計画をお願いします。
(中面の「流れ」をご覧ください)



助成対象

昭和56年以前の旧耐震基準の木造建築物

●例えば、延べ床面積100㎡の木造建築物を解体し、同面積の耐火または準耐火建築物に建替える場合。

1.取壊し費用の助成

210万円(1㎡あたり21,000円(限度額))

2.設計費・監理料の助成

221万円(100㎡の場合、床面積に応じて助成)
300㎡を上限とします。基準額一覧は区ホームページに掲載しています。

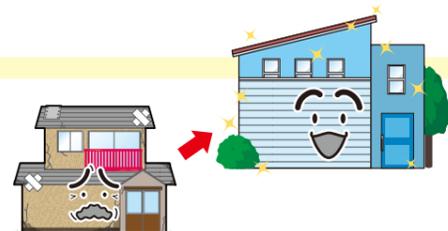
最大、合計で **431万円** の助成が受けられます!

※助成金額は年度単位で変更になる場合があります。

問合せ先一覧

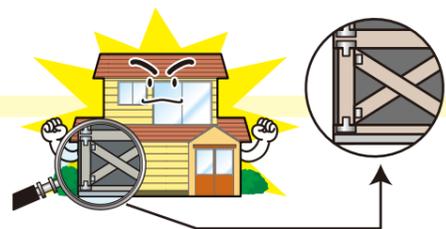
不燃化特区助成制度

- 平井二丁目付近地区、南小岩南部・東松本付近地区
江戸川区都市開発部まちづくり推進課 まちづくり第一係 03-5662-6435
- 南小岩七・八丁目周辺地区、松島三丁目地区
江戸川区都市開発部まちづくり推進課 まちづくり第二係 03-5662-6470



住宅の耐震化助成制度

- 戸建住宅・木造アパートについて
江戸川区都市開発部 建築指導課耐震化促進係 03-5662-6389



住まいの修繕・増改築相談、家具の転倒防止ボランティア

- 江戸川区福祉部 福祉推進課住宅係 03-5662-0517



※助成の交付決定は当該年度の予算の範囲内で行います。

区ホームページにも掲載しています。

不燃化 江戸川区

検索

※お問合せ/問合せ先一覧をご覧ください。

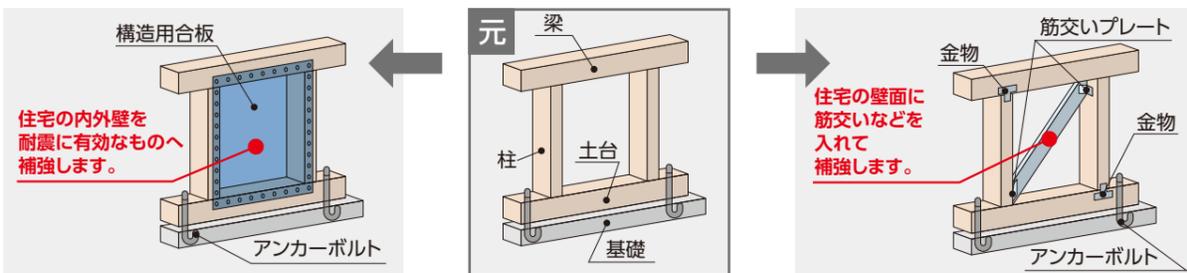
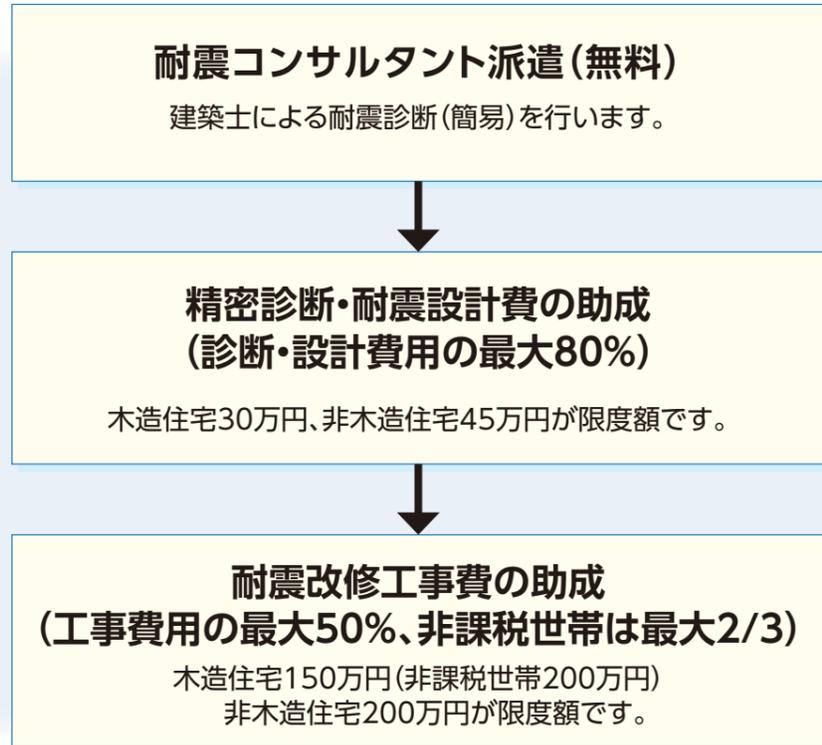
他の制度もあります!
次ページへ→

地震・火災に対する建物の備えはできていますか？

住宅の耐震化助成制度

昭和56年5月31日以前の住宅について、下記の費用を助成します。

申請の順番



江戸川区都市開発部建築指導課耐震化促進係 ☎5662-6389

住まいの修繕・増改築相談

区が、区内の建築組合を通じて、信頼のできる工務店などを紹介します。



江戸川区福祉部福祉推進課住宅係 ☎5662-0517

家具の転倒防止ボランティア

地震の際に転倒する恐れのある家具に、金具等を取り付けます。

対象

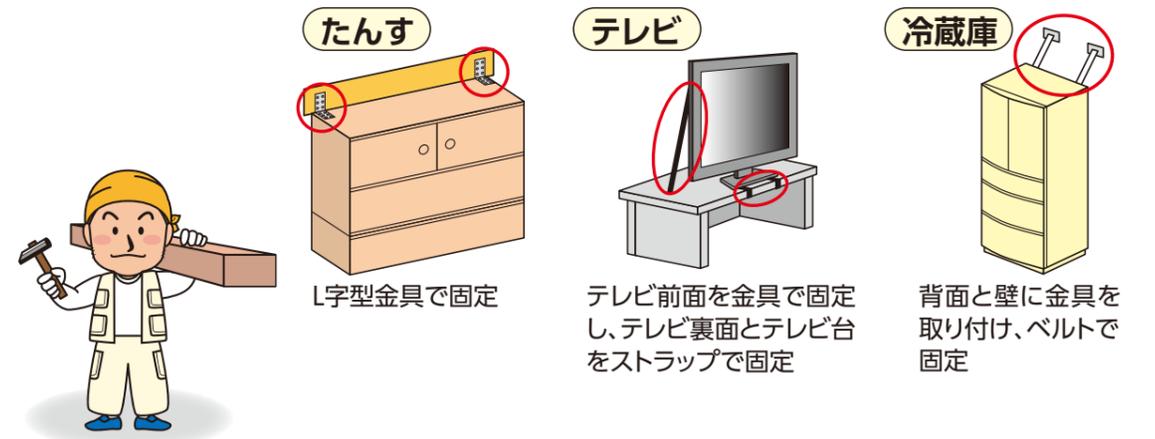
65歳以上の熟年者のみの世帯、障害者のみの世帯で自力で取り付けが困難な世帯

費用

無料

設置箇所

9箇所まで



江戸川区福祉部福祉推進課住宅係 ☎5662-0517

不燃化特区助成制度は令和8年3月31日までです！

不燃化特区助成制度の事業期間は、令和8年3月31日までとなっています。令和8年2月末までに「⑥助成金交付決定通知」まで終わるようにご計画をお願いします。また、③の助成対象承認通知の前に工事着手すると助成の対象となりませんので、お気をつけください。

申請手続きの流れ

